

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(新上五島町災害の特性:新上五島町防災計画より)

本町の災害で、特に被害の拡大が予想されるのは、五島列島の西側を通過する台風である。429kmの海岸線を有し平坦地の極めて少ない本町では、人家や諸施設が沿岸の狭い平地に集まっており、過去においても高潮や、暴風雨、集中豪雨などで甚大な被害が発生している。

(豪雨:新上五島町国土強靱化地域計画より)

本町においては梅雨前線が停滞し、前線上を低気圧が通過するときや、台風通過に伴う暖かく湿った南よりの風のために前線活動の活発化の影響を受けた線状の降水帯により、大雨となることが多い。

(台風による強風、大雨、高潮、高波:新上五島町国土強靱化地域計画より)

本町は台風の常襲地域であり、その接近、上陸により人的・物的に大きな被害を受けてきたが、台風の周りには活発な雨雲がとりまいており、強風とともに大雨をもたらす洪水、浸水害、土砂災害等が発生させる。また、台風や低気圧の接近で気圧が下がると海面上昇による高潮災害、高潮と重なった高波による浸水水害が発生することがある。

(渇水:新上五島町国土強靱化地域計画より)

本町の水利特性は流路延長が短い急こう配の中小河川が多く、平地が少ないため河川の保水能力が低いという地勢に加え、年間降水量の多くが梅雨時期と台風期に集中する気象条件等から、水資源に恵まれない特性を有し、過去に深刻な渇水被害を受けてきた。

(最大津波高分布図:新上五島町防災計画より)

初期潮位が既往最大潮位の場合や堤防等が機能しない場合には、最大津波高は0.4～0.5m程度、到達時間は120～160分程度と予測されている。津波浸水による建物被害は既往最大潮位の時、堤防等施設が機能する場合710棟、機能しない場合は860棟となると予測されている。

(土砂災害:各ハザードマップより)

長崎県総合防災ポータル、新上五島町土砂災害ハザードマップによると、有川商店街地区、青方商店街地区、浦桑商店街地区以外の地区については、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっている。

(地震:J-SHISより)

地震ハザードステーションの防災地図によると、本町では震度6弱以上の地震が今後30年間で3%以内の確率で発生するといわれている。

(2) 商工業者の状況

商工業者等数 1,082人(令和2年4月1日現在)

小規模事業者数 908人(従業員要件:商業・サービス業5人以下、製造業その他20人以下)

業種	商工業者等数	小規模事業者数	備考
建設業	144	136	町内に広く分散している
製造業	90	88	町内に広く分散している
卸売業	36	35	町内に広く分散している
小売業	322	261	商店街地区に多い
飲食・宿泊業	136	136	商店街地区に多い
サービス業	171	171	商店街地区に多い
その他	183	81	町内に広く分散している
合計	1,082	908	

(3) これまでの取り組み

1) 本町の取り組み

- ・地域防災計画、国土強靱化地域計画の策定
- ・防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄

2) 本会の取り組み

- ・事業継続力強化計画の策定支援(事業者 BCP 策定(4件採択))
- ・新上五島町商工会危機管理マニュアルの策定(平成30年8月策定)

II 課題

現状では防災・減災に関する取り組みについて実施ができていない。

また、緊急時の取り組みについて平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。さらには、保険・共済について助言を行える本会経営指導員等職員が不足している。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、BCP 策定のためのセミナーを年1回開催し、事業者 BCP を年間5件の策定目標とする。
- ・発災時における本町と本会との間における連絡体制の構築、被害情報などの情報共有を円滑に行うため報告様式を策定し、報告する。
- ・発災後、速やかな復興支援策が行えるよう、商工会内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

本会、本町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・セミナー開催等により、事業所における立地場所の自然災害等のリスクの認知及びその影響を軽減するための取り組みや対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険、共済加入等)について説明する。
- ・本会会報や町広報、ホームページ等において、危険個所の周知、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者 BCP に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、策定マニュアルに基づいた事業者 BCP(即時に取り組み可能な簡易的なものを含む)の策定による、実効性のある取り組みの推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する事業者 BCP の普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・本会は、平成27年に事業継続計画として危機管理マニュアルを策定後、毎年更新している。

2) 関係団体等との連携

- ・専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした事業者 BCP の普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示依頼、回覧板、セミナー等の共催による防災、減災についての周知。

3) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者 BCP 等の取り組み状況の確認を行う。
- ・(仮称)新上五島町事業継続力強化支援報告会(構成員:本会、本町)を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

4) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(震度4以上の地震)が発生したと仮定し、本町から本会への連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

<2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う(SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況)等を本会、本町で共有する)。

2) 応急対策の方針決定(新上五島町商工会危機管理マニュアルを基準とする。)

- 本会、本町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- 大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> • 地区内10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 • 地区内1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊、半壊」等、大きな被害が発生している。 • 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> • 地区内1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 • 地区内0.1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊、半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> • 目立った被害の情報がない。

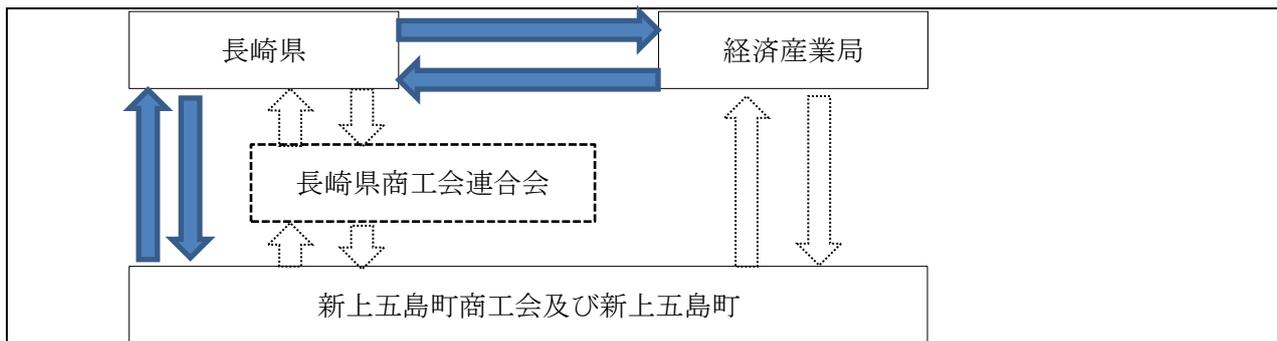
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

本計画により本会、本町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回連絡する
1週間～2週間	1日に1回連絡する
2週間～4週間	1日に1回連絡する
1ヶ月以降	2日に1回連絡する

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- 自然災害等発生時に地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を危機管理マニュアルに基づき、円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて本町の指示に従うこととする。
- 本会、本町は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- 本会と本町が共有した情報を、長崎県が指定する方法(「長崎県における中小企業関係被害状況報告について(通知)」令和元年8月28日付31産政第79号)にて、本町より長崎県へ報告する。また、本会と本町が共有した情報は、本会より長崎県商工会連合会へ報告する。



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について本町と相談する(本会が国の依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する)。
- ・本会は安全性が確認された場所において金融等の相談窓口を設置する。
- ・本会は地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や県、町等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・本会は本町が行う応急対策(後方支援に限る)への協力を行う。
- ・本会は救助用物資、復旧資材の確保について協力する。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

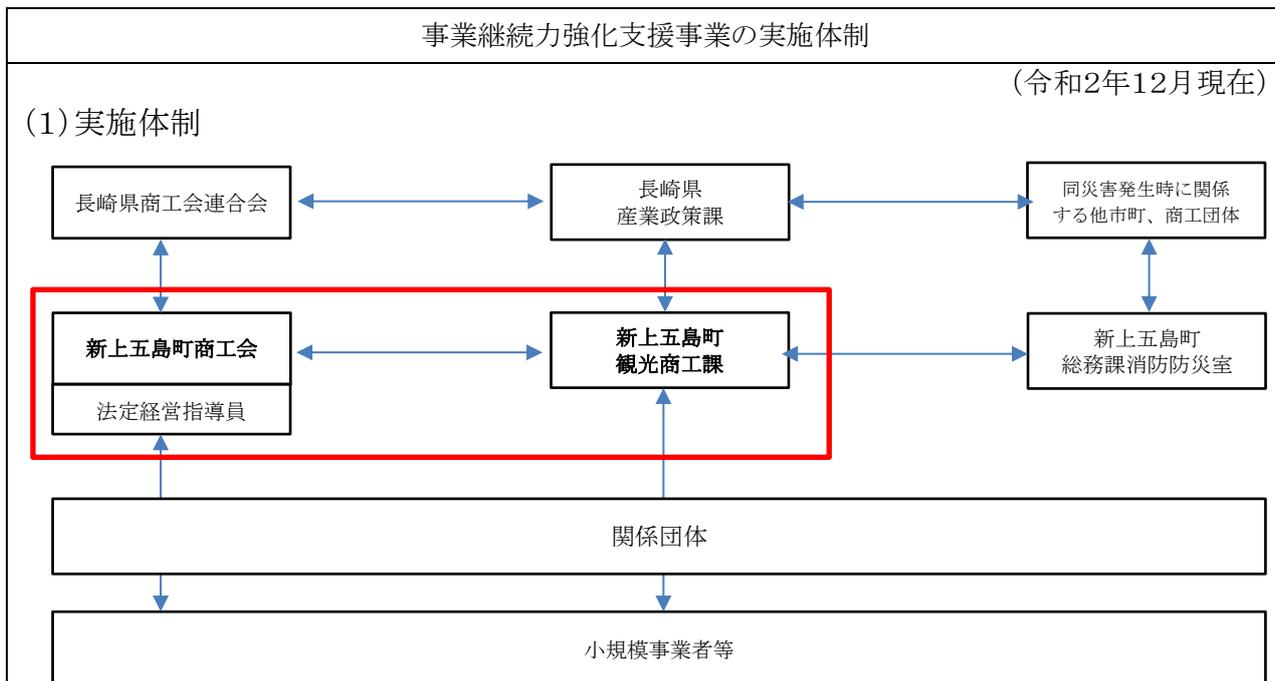
- ・本町、長崎県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対して支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣を長崎県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



・本会、本町は連携して応急対策の方針決定、事業者 BCP 等作成のための関係団体との調整、セミナーの開催手法の検討、発災時の指示命令系統の構築・確認等を行う。

・事業継続力強化支援計画の作成に地域防災計画等を反映させるとともに、防災関連情報の情報共有を随時行う。

・本会は事業者 BCP 等作成の伴走支援、セミナーの実施、事業者のフォローアップを行う。

・本町は本会とともにフォローアップ等を実施。

・発災時は本会及び本町が商工被害の確認をし、本町が長崎県に報告を行うとともに、県とも連携して復興支援に取り組む。

・本会は事業継続力強化支援計画に関する取り組み全体を長崎県商工会連合会と共有する。

・発災地域が他市町、商工団体に及ぶ場合はそれぞれが被害実態の把握などで連携する。

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

新上五島町商工会 西 泰裕(連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

・本計画の具体的な取り組みの企画や実行

・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

① 商工会

新上五島町商工会 経営支援課

〒857-4404 長崎県南松浦郡新上五島町青方郷2303

TEL:0959-52-2446 / FAX:0959-52-8383

E-mail: shinkamigoto@shokokai-nagasaki.or.jp

② 関係市町

新上五島町役場 観光商工課

〒857-4495 長崎県南松浦郡新上五島町青方郷 1585-1

TEL:0959-53-1111 / FAX:0959-53-1100

E-mail: kankou@town.shinkamigoto.nagasaki.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
必要な資金の額	400	400	400	400	400
専門家派遣費	200	200	200	200	200
協議会運営費	50	50	50	50	50
セミナー開催費	50	50	50	50	50
パンフ、チラシ作製費	100	100	100	100	100

(備考)必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
町からの補助

(備考)調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等